

鳥取縣公報

昭和十七年十月二日
第一千三百七十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

● 縣令	一頁
● 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行細則	二頁
○ 訓令	三頁
● 人口動態調査票取扱規則改正	三頁
○ 告示	三頁
● 石油販賣業者容器貸借期間及賃貸料	三頁
● 青果物配給統制計畫	三頁
● 十七年度縣歲入出追加豫算	三頁
● 青年學校廢止	三頁
● 青年學校設置	六頁
○ 彙報	七頁
● 十月の大詔奉戴日實施方策	七頁
● 十月の常會徹底事項	八頁
● 青年特別訓練實施	一〇頁

縣令

鳥取縣令第六十九號

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行細則左ノ通定ム

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行細則

第一條 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法、同法施行令（以下單ニ施行令ト稱ス）又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スベキ申請書又ハ屆書ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ但シ施行令第十一條及第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ依ル申請書ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ依リ警察署ヲ經由スベキ書類ハ正副三通其他ノ書類ハ正副二通ヲ提出スベシ

第二條 施行令第四條ノ規定ニ依ル申請書ニ添付スベキ圖面ハ左ノ各號ニ基キ作成スベシ

- 一、第三號附近ノ狀況圖面ハ周圍百メートル及二十米ノ範圍ヲ表示スルコト
- 二、第四號(ロ)ノ規定ニ依ル圖面ハ機械及裝置(バルブ及配管ヲ含ム)ノ据付平面圖及立面圖ハ縮尺五十分ノ一ヲ標準トスルコト
- 三、第四號(ハ)及(ニ)ノ機械及構造ノ圖面ハ縮尺二十五分ノ一ヲ標準トスルコト
- 第三條 施行令第四條乃至第七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル工事竣功シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出檢査ヲ受クベシ
- 第四條 施行令第十一條第一項ノ規定ニ依ル申請書ニハ履歷書、卒業證書ノ寫、作業履歷書、其ノ他資格ヲ證明シ得ルニ足ル書類ヲ添付スベシ
- 前項ノ作業履歷書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一、化學主任者ニ在リテハ其ノ製造ニ從事シタル瓦斯名及各瓦斯名毎ノ從事期間
 - 二、機械主任者ニ在リテハ運轉セル各壓縮機ノ種類、型式、構造(回轉數、ピストン行程、氣筒内徑及段數)能力(各段ノ壓力、毎時壓縮量)製造所名及各壓縮機毎ノ從事期間
- 三、丙種機械主任者ニ在リテハ取扱ビタル壓縮機ノ構造(回

- 轉數、ピストン行程、氣筒内徑及氣筒數)能力(常用壓力、毎時ピストン押のけ量)製作所名、從事期間、冷媒タル液化瓦斯ノ名稱及原動機ノ馬力數
- 第五條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造業者他人ノ容器ニ瓦斯ヲ充填セントスルトキハ其ノ容器證明書ノ寫ヲ作成シ三ヶ年保存スベシ
- 第六條 施行令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル試驗ニ合格セザル容器ニハ線ノ太サ約二ミリメートル大サ約二十ミリメートル平方ノ「不」ノ文字ヲ刻印スベシ
- 第七條 施行令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ二十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ
- 第八條 第五條乃至第七條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

鳥取縣訓令甲第二十九號

市 町 村 長

大正十一年十二月鳥取縣訓令甲第二十三號大正十一年十一月閣令

大號入口動態調査令施行細則ニ依ル人口動態調査票取扱期限中左ノ通改正シ昭和十七年分ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條中「年末」ヲ「八月末日」ニ「翌年一月二十日」ヲ「九月二十日」ニ改ム

別紙様式中「昭和何年末現在」ヲ「昭和何年八月末日現在」ニ改ム

附 則

第一條中九月二十日迄トアルヲ昭和十七年分ニ限リ十月十日迄トス

告 示

鳥取縣告示第六百四十四號

昭和十七年五月鳥取縣告示第三百十九號(石油販賣業者ノ石油販賣價格及容器貸貸期間經過後ノ貸貸料指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

二、容器貸ニテ販賣スル場合ノ容器貸貸期間及其ノ期間經過後ノ

貸貸料(一)中「石油配給統制株式會社ヨリ鳥取縣石油配給株式會社」ヲ削ル

鳥取縣告示第六百四十五號

青果物配給統制規則第四條並ニ第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣農會長ニ對シ其ノ柿、里芋、南瓜ノ出荷計畫ヲ承認ス

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第六百四十六號

昭和十七年九月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年度鳥取縣歳入歳出追加豫算

第九款	雜 收 入	四〇〇
第四款	地 方 分 與 稅	六、六三七
第二項	配 付 稅	六、六三七
第九款	雜 收 入	四〇〇

第六項	物品賣拂代	四〇〇	第一款	神社費	五〇〇
入經常部計		七、〇三七	第四項	敬神思想普及獎勵費	五〇〇
臨時部			第二款	會議費	一、六八〇
第一款	繰越金	八、九六八	第三款	縣會事務局諸費	一、六八〇
第一款	前年度繰越金	八、九六八	第一項	俸給諸給	二〇〇
第二款	國庫補助金	一〇四、四五九	第七款	教育費	一、〇二〇
第三款	教育費補助金	六、八〇〇	第十款	勸業諸費	一、〇二〇
第五項	勸業費補助金	九一、四一九	第十五項	產業獎勵費	六二、二六〇
第六項	社會事業費補助金	一、二〇〇	第十二款	社會教育費	六二、二六〇
第七項	時局事務補助金	二、四〇〇	第三款	社會教育諸費	七、六〇〇
第八項	自治振興費補助金	二、一四〇	歲出經常部計		七三、二六〇
第九項	敬神思想普及獎勵費補助金	五〇〇	臨時部		
第三款	附金	一六、九七〇	第一款	育費	一五、〇〇〇
第二款	教育費寄附金	一五、〇〇〇	第十二項	高等女學校費	一五、〇〇〇
第三款	勸業費寄附金	一、九七〇	第一款	軍事援護費	一、一〇〇
入臨時部計		一三〇、三九七	第一項	軍事援護費	一、一〇〇
合計		一三三、四三四	第十三款	勸業補助費	一、六六六

第一項	勸業補助費	一、六六六	鳥取縣西伯郡	崎津村
第四十款	變費	三七、〇四三	崎津村青年學校	崎津國民學校ニ併設
第一項	縣職員費	三、五八〇	和田村	和田村
第三項	勸業費	三〇、六六三	夜見村	夜見村
第六項	時局國民運動費	二、八〇〇	富益村	富益村
第五十三款	雜出	八、九六八	富益村	富益村
第一項	過年度追拂	六、五〇〇	逢坂村	逢坂村
第二項	過年度返納金	二、四六八	逢坂村	逢坂村
第六十三款	早害對策費	二九七	御來屋町	御來屋町
第一項	勸業費	二九七	逢坂村	逢坂村
歲出臨時部計		六四、一七四	庄内村	庄内村
歲出合計		一三七、四三四	庄内村	庄内村

◆鳥取縣告示第六百四十七號
 青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ
 昭和十七年十月二日

名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	鳥取縣西伯郡
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	崎津村青年學校
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	西伯郡
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	崎津國民學校ニ併設
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	和田村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	夜見村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	富益村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	富益村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	逢坂村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	逢坂村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	御來屋町
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	逢坂村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	庄内村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	庄内村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	名和村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	名和村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	東伯郡
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	中北條村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	中北條村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	下北條村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	下北條村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	日下村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	日下村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	三朝村
名稱	鳥取縣知事	土肥米之	設置者	三朝村

00039

鳥取縣告示第六百四十八號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣東伯郡 旭村組合立河南青年學校	東伯郡旭村 大字本泉百七拾八番地	東伯郡旭村學校組合
三朝村		三朝村學校組合

鳥取縣告示第六百四十九號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣東伯郡 長瀬村外三ヶ村組合立羽合青年學校	東伯郡長瀬村 字久留拾九番地	東伯郡長瀬村、淺津村學校組合
橋津村、宇野村		橋津村、宇野村學校組合

鳥取縣告示第六百五十號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年十月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣東伯郡 下北條村組合立北條青年學校	東伯郡下北條村 大字弓原	東伯郡下北條村學校組合
北條青年學校		北條村學校組合

00040

十月の大詔奉戴日實施方策

……銃後の家を護りませう……

(振興課)

昨年十二月八日、畏くも英米に對する宣戰の大詔を奉戴してから滿十ヶ月を経過して、来る八日は第十回大詔奉戴日を迎へる。この間我が陸海軍は大御稜威の下洵に輝しい大戦果を挙げ、忽ちにして太平洋上並に大東洋大陸に於ける米英の據點を殲滅して、今や東亞の新秩序は着々として進捗してゐるのであつて、吾等はこの偉大なる戦果に對して感謝し、且ついよゝ来るべき米英の長期抵抗戦に必勝の覺悟を固めてゐるのであるが、他面この大戦果を收め得た陸海軍奮戰の蔭に、言語に絶する現地將兵各位の苦闘があり、同時に多數の戦歿勇士傷痍軍人諸氏のあることを忘れてはならぬ。

會々十月三日は軍人援護に關する勅語を下し賜ふた有り難き記念日に當つてゐるので、當日より八日まで六日間を以て軍人援護強化運動が展開されるので、この十月の大詔奉戴日は「承詔必謹」の精神を一層徹底するため、八日午前六時三十分より十五分

間「大詔に關する講話」を放送すると共に、「實踐事項」として次の事項を定め軍人援護の實を擧げることとなつた。

▽ 實踐事項

- (一) 遺族家族に感謝を捧げませう
隣組や職場に於ける遺族家族を訪問し、感謝の誠を捧げませう。
學生生徒も學校内に於ける遺族家族に激勵と慰問を致しませう。
- (二) 傷痍軍人に感謝致しませう
また遺族家族の家業によつて農家や商家漁家等手近な仕事のお手傳ひを致しませう。
- (三) 英靈に感謝を捧げませう
部落會、町内會では適當な場所(事務所や地區内のお寺等)に英靈の寫眞を掲げ、全戸隨時參拜致しませう。
- (四) 部落會、町内會、隣保班の中で、遺族家族の援護についてこれまでに手落ちや、不適當なことは無かつたかと皆で相談

00041

致しませう。

(五) 常會の申合せは必ず實行しませう

この外前線への慰問文・慰問袋の發送、陸海軍病院等の慰問、英靈の墓地や忠魂碑の清掃等常會での申合せは必ず實行しませう。

洵に前線と銃後との意気がびつたり結び合つてこそ戦に勝ち抜く本當の力は生れる。十月の大詔奉戴日は「譽の家を護る日」として、第一線將兵の勞苦を偲びながら心からの感謝を捧げて、出征軍人の遺家族や傷痍軍人慰問を行ふと共に、進んで家業の手傳ひや勤勞奉仕等を行つて、銃後の援護を強化しなければならぬのである。

尙、當日この奉戴日の「實踐事項に關する講話」の放送も行はれることになつてゐるから、各位はこれを聴取して實踐に努められるやう切望する次第である。

軍人援護強化・鐵鋼供出

木炭の増産と消費節約

……十月の常會徹底事項……

(振興課)

十月の常會徹底事項は「軍人援護の徹底強化」「家庭の鐵と銅

供出」「木炭の増産と消費節約」と決定、縣では此の三つの事項に付て各町内會、部落會並に隣保班等を通じて之が事項の徹底的勵行を期することとなつた。切に全縣民の實踐を希望する次第である。

△軍人援護の徹底強化

軍人援護に關する勅語の聖旨を奉戴し、皇軍の大戦果に應じて一億國民の感涙と感謝の念を現すため、十月三日から八日間全國一齊に軍人援護強化運動が展開されることとなつたので、次の事項を實行して軍人援護を徹底的に強化すること

一、「銃後奉公の誓」朗誦

常會の席上で必ず次の「銃後奉公の誓」を朗誦すること

銃後奉公の誓

皇室の下一億一家、心と心、力と力を一つにして銃後を守り固めます

朝夕に皇軍の勞苦を思ひ、戦線に送る銃後の眞心として慰問文と慰問袋とを絶やさぬやうに致します。其の留守宅の力にもなります

遺族の家を守り合つて英靈の忠誠にお應へ申します。傷痍

00042

軍人には心からの敬意を表し其の再興奉公に力を添へませう
銃後も國防の第一線、元氣に陸まじく將來の大きな希望に生き、現在の苦難を戦ひ抜きませう

二、家庭慰問

戦後軍人、出征軍人及び傷痍軍人の家庭を訪問し、眞心を以て慰問の挨拶をすること

三、出征軍人へ慰問文、慰問袋發送

留守家族の動靜、隣組の近況等を寄せ書する等色々工夫した慰問文を出征軍人に發送すること
食糧品の如きは避けて將兵の喜ぶ新聞、雜誌其の他の讀物、寫眞、手製の手藝品(例へば人形、造花の類等)を持寄り、感るべく手製の慰問袋を發送すると共に、慰問袋には隣組員の名簿を必ず入れること

四、其の他出来れば陸海軍病院や傷痍軍人療養所等を訪問し、慰問、激勵或は奉仕すること

遠距離其の他のため訪問出来ない場合は慰問文を發送すること
附近の戦後軍人の墓地を清掃し、墓參供養に努めること

△家庭の鐵と銅供出

鐵や銅の一般家庭特別回収は既に九月から十一月にかけて行はれてゐる。大東亞戦争を勝ち抜くためには一層戦力を増強すると共に急速に船舶を充實することが最も大切で、其のためには鐵と銅を確保することが絶対必要である。今度こそどの家庭も今まで供出洩れの鐵と銅を全部供出するやう努めること

一、供出する品物

供出する品物は鐵、銅又は眞鍮、砲金、唐金等の銅合金である。併し日常生活に絶対必要な品物、高度の美術工藝品、歴史的に由緒のある記念品、危険防止上特に必要なもの、及び法令に依り備付を命ぜられてゐるもの等は除いてそれ以外は全部供出するやう努め、佛具その他に付ては代替品のある限り供出すること。又特別回収は現用品を對象として行はれることになつてゐるから、廢品に付ては別途に賣却すること

二、供出の時期

各市町村毎に回収日を定め、其の定められた日に必ず供出すること

三、供出物件の取外し

門扉、鐵柵、格子等の取外しを要する供出物件に付ては、供出日までに成るべく各家庭に於て取外して置くこと。併し家

00042

庭で取外しの困難な場合は縣の回收事務所申請して工作班の斡旋を求めることが出来る

△木炭の増産と消費節約

本年度の木炭生産目標量は昨年度より三%を増し、國に於て八億五千四百萬貫本縣に於ては八百七十三萬貫であるが、七月までの生産実績は同期間の計畫に對して國が七十%、本縣に於ては八十五%の成績しか示してゐない

昨年度の成績は、計畫に對し八十七%を示したのであるが、本年度は是非共目標量に到達して通帳制度等で約束してゐる木炭の配給を確保しなければならぬ。木炭増産推進の手段は次第に効を奏し、幸ひ生産の成績は尻上りに向上してゐるが、まだ余程の努力が必要である。政府でも種々對策を講じてゐるのであるが、此の際木炭の生産、出荷關係者は食糧問題と共に戦時下特に重大なこの木炭の生産や出荷の増強に更に一段と奮起し、一方消費者に於ても此の木炭生産の實情をよく認識し、増産のために必死に働いてゐる人々の勞苦を考へて、今から木炭の一塊と雖も粗末にせず大切に使ふやう心掛けること

× × ×

青年學校未就學者の特別訓練を實施

十月三日から大山陸軍廠舎で

(社會教育課)

縣では十月三日から八日乃至十五日間に亘り、縣下青年學校の未就學者約七百名を召集して特別訓練を實施することになつたので、此の機會に本訓練の趣旨と其の概要を記し、關係各方面並に縣民各位の援助を切望する次第である。

彼の歐洲第一次大戰に敗戦の結果滅亡に類したドイツが、廿余年後の今日歐洲の大半を席捲して正にソ聯を潰滅せんとしてゐるのは、等しく各國の驚歎してゐるところである。其の原因に付ては決して一つに止まらないのであるが、其の根本をなすものは、ヒットラーが「ドイツの再建は青年の力にあり、今日の青年なくして明日のドイツなし」と其の教育訓練に最大の努力を致した結果である。

凡そ國家は青年の力に俟つべきものが多く、國家の運命も一つにかゝつて青年の資質如何に依るのである。であるから青年教育

00044

・國力の關係は寔に密接なものであるが、此の事實は支那事變の結果に於ても、今次の大東亞戰爭の現状に見ても戦線並に銃後に於て、如何に青年が重大な役割を果しつゝあるかを見ても明らかである。

今や戰爭は愈々擴大し益々國軍の増強を必要とし多數の精兵を要する時、青年教育の重要性は現實の重大問題となつて來てゐることは申すまでもないことである。又青年教育は實に國防力の根基を培養するのみでなく、銃後にあつても各職域に於て或は勞力不足を克服し、或は戦時必要物資の増産に粉骨碎身する等戦時生活の確立に甚だ重要な役割を擔當し日夜活躍してゐる事實を見通してはならない。

更に之を將來に付て考へる時、我が帝國は大東亞戰爭を完遂すると共に進んで大東亞共榮圈を確立し、大東亞十億の諸民族に對して指導の地位に立たねばならぬ大なる責任があるのであるが、斯る方面に於ても青年の努力が其の根基とならなければならぬのである。

斯く考へて來ると、青年こそは實に必勝不敗の國防國家体制確立の根基であるのである。斯る責任ある時代の青年こそ、彌々至誠報國の赤誠と烈々たる愛國の精神を以て、心身の修練に精進し大いに實力を養成して負荷の大任を全くせんことを期せなければ

ならないのである。

繰つて之等青年を教育する青年學校に付て見るに、國民學校を卒業して上級學校に進む者は全体の僅か七分余りであつて、殘余の八割二、三分の大多數は悉く青年學校に教育訓練を受けるべき者である。之等多數の勤勞青年は今日は銃後の中堅として職場に村に増産戦線に活動し、明日は銃を執つて國防の第一線に奮戦すべき極めて重要な責務を荷つてゐるのであつて、國家が昭和十四年事變下斷乎として青年學校教育を義務制とした趣旨も充分首肯されるのである。

爾來此處に三ヶ年、逐年義務制は進められて後二ヶ年で完成を見るのである。即ち本科三年以上の該當者に對してはまだ法令上の義務制が實施されてゐないのであるが、國家の企圖するところに従つて一人も洩れなく青年學校に就學出席させ、國家の要請する教育訓練を受けしめ以て皇國の現在と將來に備へなければならぬことは今更云々する必要はないのである。然るに實情は遺憾ながらまだ多數の不就學者がある現状である。

此處に於て國に於ても深く慮るところがあつて、今回第三學年以上の年令該當者であつてまだ就學してゐない青年に對し、一人残らず軍事的基礎訓練を施すと共に國體の本義に徹した皇國民の教養をなし、以て國防能力の増進と思想國防に備へるため青年特

00045

別訓練を實施することになつたのである。

本縣に於ても此の國の方針に基き、規定された訓練時間を基礎として十月三日から西伯郡逢坂村の大山陸軍廠舎に於て未就學者を訓練する事となつたのである。即ち本科第三學年該當者に對しては八日間第四學年該當者に對しては十二日間、第五學年該當者に對しては十五日間、多數の教官並に指導員に依つて徹底した訓練を實施するのであつて、此の訓練の成績については軍部の嚴重な査閲を受けることになつてゐる。そして完全に修了した者には所定の訓練證明書を授與し、徴兵検査の際には必ず携行して徴兵官並に兵事官に提示しなければならぬことになつてゐる。

又本訓練實施の主眼よりして修了後は引續き其の相當學年に編入せしめ、入營の日まで教育訓練を繼續し以て全國に一人の不就學者もないやうにしよとする方針になつてゐるので、保護者又は雇傭主等に於ては是非共本訓練に参加させて頂くは勿論、將來必ず青年學校に就學出席せしめられるやう切望する次第である。

尙ほ此の訓練に出席すべき者に關しては、本年六月以來市町村當局を初め學校並に關係方面協力の下に調査された未就學者を主とし、外に第三學年以上で就學して居りながら、病氣以外の理由で現在二ヶ月以上引續き欠席してゐる生徒及び本科第三學年以上の年齢該當者であつて、現在第一第二學年で、學の生徒中訓練を

受けることを希望する者も加へることになつた。之等の該當者に對しては去る九月二十一日付で縣から召集令書を發したので、既に市町村長を経てそれ／＼保護者又は雇傭主の手許に届いてゐる筈である。

以上が本訓練實施の概要であつて、之が實施に當つては本人は勿論父兄雇傭主其の他各關係方面並に縣民各位は、此の訓練實施の趣旨と其の重要性を充分諒解して積極的に協力援助せられ、國家の所期する成果を收められんことを望んで已まない。特に保護者雇傭主等に於ては戰時下生産擴充並に増産に多忙な際、之が中核をなす青年を八日乃至十五日間、業を休んで訓練に出席せしめることは相當の支障を來すことと思はれるのであるが、大東亞戰爭下本訓練實施の趣旨を充分諒解せられ、一名の洩れる者なく參加せしめられるやう格別の配意を得たいのである。

最後に市町村並に青年學校に於ては、本訓練に参加すべき未就學者の調査に萬全を期すると共に、一旦召集令書の交付された者は全員參加して訓練を受けるやう此の上の努力を要望する次第である。

昭和十七年十月二日印刷
昭和十七年十月二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

X X X